

忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業説明会

日時：平成29年1月12日(木)

午後1時30分から

場所：忠岡町役場研修室1, 2

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 介護予防・日常生活支援総合事業について

4. 閉会

(配布資料)

- ・介護予防・日常生活支援総合事業説明会
- ・忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業質問票
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業所における管理者の兼務について（資料1）
- ・月額報酬の日割り請求に係る適用について（資料2）

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所における管理者の兼務について

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業）の事業所の指定に係る管理者の他職務との兼務については、介護の居宅サービス事業所等との整合性を図った上で、以下のとおり取り扱うこととします。

介護、介護予防及び現行相当サービスの同一職種について

「介護」と一体的に運営される「介護予防」及び「第1号事業（訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに限る）」の同一職種については、併せて1職種とカウントします。

緩和型サービス（訪問型サービスA及び通所型サービスA）は含みません。

緩和型サービスにおいて、管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

ここにいう兼務とは、2つの職種（例えば、訪問型サービスA事業所の管理者と訪問事業責任者）について、勤務時間帯を切り分けることなく同一時間に、両方の職務を行っている場合をいいます。

（1）同一事業所内における兼務（同種のサービスと一体的に運営する場合に限る）

| サービスの種類 | 兼務が認められる者 |
|-------------|-------------|
| 訪問型サービスA事業所 | 管理者と訪問事業責任者 |
| 通所型サービスA事業所 | 管理者と従事者 |

（2）「緩和型サービス事業所の管理者」と「同一敷地内にある他の居宅サービス事業所等の管理者」との兼務

| | | |
|-----|-----------------|--|
| (例) | 緩和型サービス事業所の管理者 | 同一敷地内にある他の居宅サービス事業所等との兼務が認められる者 |
| | 訪問型サービスA事業所の管理者 | 通所型サービスA事業所の管理者 訪問介護の管理者 ただし、既に管理者とサービス提供責任者を兼務している場合は不可 |
| | 通所型サービスA事業所の管理者 | 訪問型サービスA事業所の管理者 通所介護の管理者 ただし、既に管理者と生活相談員を兼務している場合は不可 |

【注意】

- ・（1）及び（2）の両方の兼務は認められません。
- （例）訪問型サービスA事業所の管理者兼訪問事業責任者が同一敷地内にある訪問介護事業所の管理者と兼務する場合。
- ・通所型サービスAの管理者は、通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所介護又は通所介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営されている場合を除き、介護福祉士、実務者研修課程修了等の資格が必要です。
- ・以上に該当しない個別事例について、一律に認めないものではなく、人員基準の趣旨を踏まえ、個別に判断することになります。

「月額報酬の日割り請求に係る適用について」

| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日※2 |
|--|---|----------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) | 変更日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 | 契約日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 | 契約日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) | 契約解除日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) | 退居日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) | 契約解除日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) | 退所日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) | 変更日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 | 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 | 契約解除日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) | サービス提供日の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) | 入居日の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) | サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) | 入所日の前日 |

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。